

騒音・振動関係

届出のしおり

(特定(指定)施設に係るもの)

騒音規制法

振動規制法

高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例

令和8年4月

高槻市環境政策課

# 目次

1. 制度の概要	1
2. 届出の種類及び内容	2
3. 届出の必要な施設一覧表	4
4. 規制基準	6
5. 届出書の作成	7
(1) 「特定施設設置届出書」(騒規法・振規法)の作成	7
(2) 必要な添付書類	8
(3) 特定施設の変更に係る届出書(騒規法・振規法)の作成	13
(4) 「指定施設(設置・使用・変更)届出書」(高槻市条例の)作成	14
(5) その他(氏名等変更、承継、施設の全廃)届出書の作成	16

# 1. 制度の概要

## (1) 特定施設・指定施設とは

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する施設であって政令・規則で定めるものをいいます。

【特定施設】騒音規制法、振動規制法で定める施設

【指定施設】高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例（市条例）で定める施設

## (2) 設置等の届出について

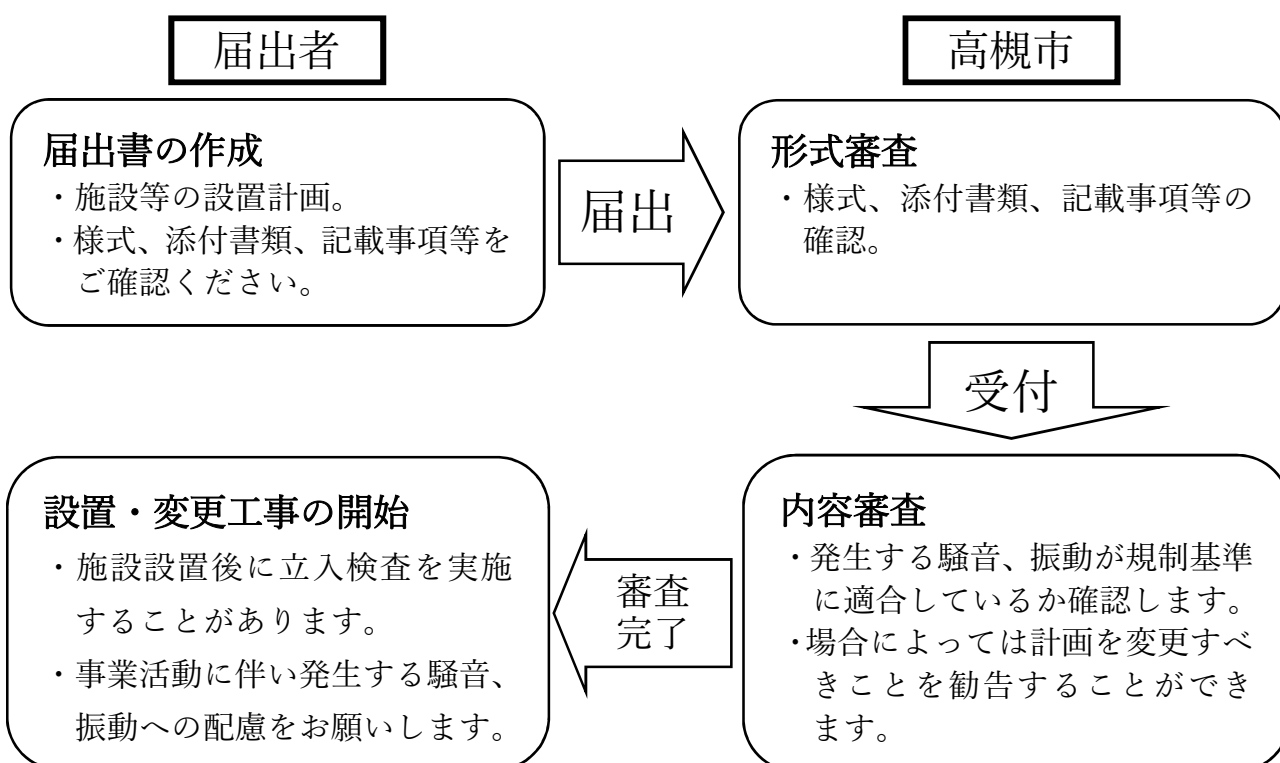
法及び市条例規制対象の施設を、工場又は事業場に設置しようとするとき、また、その施設の種類、数、騒音・振動防止の方法などを変更しようとするときは、届出しなければなりません。

その他、規制対象の施設を全て廃止したとき、法人の代表者や工場・事業場の名称、本社所在地を変更したとき、また、全ての施設を譲り受け等したときにも、届出しなければなりません。

## (3) 届出の提出方法

窓口への持参や郵送もしくは電子届により提出してください。なお、電子届は一部届出のみ対応していますので、対応可否は次ページを確認ください。

### ・届出フロー



## 2. 届出の種類及び内容

届出の種類	届出の名称 根拠法令	届出の要件	届出時期	電子届可否
設置の届出	①-1 特定施設設置届出書 ・騒音規制法第6条 ・振動規制法第6条	工場又は事業場（工場等）に、新たに特定施設を設置しようとする場合 ※特定施設が既に設置されていない場合に限る。	設置の工事開始の30日前	不可
	①-2 指定施設設置届出書 ・高槻市条例第29条	工場等に新たに指定施設を設置しようとする場合 ※指定施設が既に設置されていない場合に限る。 ※騒音・振動ごとに法対象の施設が設置されていない場合に限る。	設置の工事開始の30日前	
使用の届出	②-1 特定施設使用届出書 ・騒音規制法第7条 ・振動規制法第7条	一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している場合 ※その施設以外の特定施設を設置していない場合に限る。	特定施設となった日から30日以内	不可
	②-2 指定施設使用届出書 ・高槻市条例第30条	一の施設が指定施設となった際、現にその施設を設置している場合 ※その施設以外の指定施設を設置していない場合に限る。	指定施設となった日から30日以内	
数等変更の届出	③-1a 特定施設の種類ごとの数 変更届出書 ・騒音規制法第8条	①-1、②-1の届出を行った工場等が、特定施設の種類の数を変更する場合 ※種類ごとの数が減少する場合及び直近の届出数から2倍以内の数に増加する場合を除く。	変更に係る工事開始の30日前	不可
	③-1b 特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出書 ・振動規制法第8条	・①-1、②-1の届出を行った工場等が、特定施設の種類の数及び能力ごとの数を変更する場合 ※種類及び能力ごとの数が増加しない場合を除く。 ・①-1、②-1の届出を行った工場等が、特定施設の使用の方法を変更する場合 ※使用開始時刻を繰り下げ、終了時刻を繰り上げする場合を除く。	変更に係る工事開始の30日前	
	③-2 指定施設変更届出書 ・高槻市条例第31条	①-2、②-2の届出を行った工場等が、 ・騒音にあっては、指定施設の種類ごとの数 ・振動にあっては、指定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合 【騒音】種類ごとの数が減少する場合及び直近の届出数から2倍以内の数に増加する場合を除く。 【振動】種類及び能力ごとの数が増加しない場合を除く。	変更に係る工事開始の30日前	

届出の種類	届出の名称 根拠法令	届出の要件	届出時期	電子届可否
騒音振動の防止の方法の変更の届出	④-1a 騒音の防止の方法変更届出書 ・騒音規制法第8条	①-1、②-1の届出を行った工場等で騒音の防止の方法を変更する場合 ※変更により工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く	変更に係る工事開始の30日前	不可
	④-1b 振動の防止の方法変更届出書 ・振動規制法第8条	①-1、②-1の届出を行った工場等で振動の防止の方法を変更する場合 ※変更により工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合を除く	変更に係る工事開始の30日前	
	④-2 指定施設変更届出書 ・高槻市条例第31条	①-2、②-2の届出を行った工場等で騒音・振動の防止の方法を変更する場合 ※変更により工場等において発生する騒音・振動の大きさの増加を伴わない場合を除く	変更に係る工事開始の30日前	
氏名等の変更の届出	⑤ 氏名等変更届出書 ・騒音規制法第10条 ・振動規制法第10条 ・高槻市条例第33条	特定施設、指定施設に関する届出を行った者の氏名又は名称、住所及び法人にあっては代表者の氏名並びに工場等の名称、所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内	可
全廃の届出	⑥-1 特定施設使用全廃届出書 ・騒音規制法第10条 ・振動規制法第10条	特定施設の全ての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内	可
	⑥-2 指定施設使用全廃届出書 ・高槻市条例第33条	指定施設の全ての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内	
承継の届出	⑦ 承継届出書 ・騒音規制法第11条 ・振動規制法第11条 ・高槻市条例第34条	届出を行った者から特定施設、指定施設の全てを譲り受け、借り受けた場合、又は相続合併があった場合 ※一部の施設のみ場合は、新たに設置の届出が必要	承継があった日から30日以内	可

※届出書の様式は高槻市役所のホームページからダウンロードできます。

また、電子届は「高槻市 簡易電子申込サービス」から申請できます。

【届出書の様式ダウンロード】

高槻市 騒音 振動 様式

【電子届】

高槻市 簡易電子申込サービス

(高槻市 簡易電子申込サービス TOP ページ表示後)

→オンライン申請手続き → キーワードで探す → 各種届出の種類を検索

### 3. 届出の必要な施設一覧表

施設名		騒音		振動		備考
		法	市条例	法	市条例	
金属加工機械	圧延機械	22.5kW				原動機の定格出力の合計
	製管機械	○				
	ベンディングマシン	※3.75kW	※○		○	※ロール式のものに限る
	液圧プレス	○		○		矯正プレスを除く
	矯正プレス		○		○	
	機械プレス	※294kN (30t)	○	○		※呼び加圧能力
	せん断機	3.75kW	○	1kW	○	
	鍛造機	○		○		
	ワイヤーフォーミングマシン	○		37.5kW	※15kW	※原動機の定格出力の合計
	ブラスト	※○	○			※タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く
	タンブラー	○				
	自動旋盤		○			棒材作業用のものに限る
	数値制御フライス盤		○			
	マシニングセンタ		○			
	平削盤		○		○	
	切断機	○				といしを用いるものに限る
	グラインダー		○			工具用及び精密加工用を除く。 垂鉛版用のもの以外は 2台以上
	自動やすり目立機		2.25kW			
圧縮機等	空気圧縮機	7.5kW	2.25kW	7.5kW		
	空気圧縮機以外の圧縮機		2.25kW	7.5kW		
	送風機	7.5kW	3.7kW			
粉砕機	土石又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい、分級機	7.5kW	○	7.5kW	3.7kW	
	穀物用製粉機	※7.5kW	*○		*3.7kW	※ロール式のものに限る *破砕機、摩砕機を含む
	食品加工用粉砕機		○		※3.7kW	※破砕機、摩砕機を含む
	その他の用に供する粉砕機		○		3.7kW	破砕機、摩砕機を含む
繊維機械	織機	○		○		原動機を用いるものに限る
	紡績機械		○			
	編組機		○			2台以上
	撚糸機		○			
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	※0.45 m <sup>3</sup>	※○		○	※混練容量、気ほうコンクリートプラントを除く
	コンクリートブロックマシン			2.95kW		原動機の定格出力の合計
	コンクリート管・柱製造機械			10kW		原動機の定格出力の合計
	アスファルトプラント	※200 kg	○			※混練重量

施設名		騒音		振動		備考
		法	市条例	法	市条例	
木材加工機械	ドラムバーカー	○		○		
	チッパー	2.25kW		2.2kw		
	碎木機	○				
	帯のご盤・丸のご盤	※15kW * 2.25kW	○			※製材用 * 木工用
	かんな盤	2.25kW	○			
抄紙機		○				
印刷機械		※○		2.2kW		※原動機を用いるものに限る
ロール機	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		○	※30kW		※カレンダーロール機を除く
	その他のロール機		○			金属及び食品加工用を除く
成形加工機	合成樹脂用射出成形機	○		○		
	その他の合成樹脂成型加工機械		○		※15kW	※原動機の定格出力の合計
鋳造型機		○		○		ジョルト式のものに限る
エヤーハンマ			○			
走行クレーン			5t		5t	吊り上げ能力
工業用動力ミシン			○			3台以上
紙工機械			2.25kW		15kW	原動機の定格出力の合計
遠心分離機			1.2m		1.2m	直径
集じん装置			○			
かくはん機			2.25kW			
電気炉			○			鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る
ロータリーキルン			○			
冷凍機及び空調機			7.5kW			クーリングタワーを有せず室外機に圧縮機又は送風機を有するものに限る
クーリングタワー			2.2kW			
スチームクリーナー			2.25kW			原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機			○			
オイルバーナ			○			ロータリーバーナ、ガンタイプバーナを除く
トラックターミナルに設置する荷扱場、貨物の積卸しのために貨物車を停留させることを目的として設置した施設			35m			停留場所又はこれと同様の場所の幅の合計
野球の打撃練習の用に供するピッチングマシン			○			5台以上

- ・○または数値が入っているものが各法律、条例の対象施設です。
- ・表中の数値、例えば7.5kWは原動機の定格出力が7.5kW以上のものが届出の対象となります。
- ・騒音振動ごとに、法律の規制対象施設を設置している場合は、市条例の規制対象外となります。

## 4. 規制基準

工場又は事業場は、事業活動に伴って発生する全ての騒音・振動について、敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

### (1) 騒音に係る規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分 朝 (6時～8時) 夕 (18時～21時)	昼間 (8時～18時)	夜間 (21時～翌朝6時)
①第1・2種低層住居専用地域	45	50	40
②第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	50	55	45
③近隣商業地域、商業地域、準工業地域 (※1)	60 (55)	65 (60)	55 (50)
④工業地域 (※2)	65 (60)	70 (65)	60 (55)

(※1) ③の区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲50メートル以内の区域及び①・②の区域との境界線より15メートル以内の区域は()内の基準が適用されます。

(※2) ④の区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲50メートル以内の区域及び①・②・③の区域との境界線より15メートル以内の区域は()内の基準が適用されます。

### (2) 振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間 (6時～21時)	夜間 (21時～翌朝6時)
①第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域		60	55
②近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65	60
③工業地域 (※)		70 (65)	65 (60)

(※) ③の区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲50メートル以内の区域及び①の区域との境界線より15メートル以内の区域は()内の基準が適用されます。

## 5. 届出書の作成

### (1) 「特定施設設置届出書」(騒規法・振規法)の作成

様式は高槻市ホームページからダウンロードできます。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設については、両方の届出が必要です。

#### ≪記入例(騒音規制法)≫

様式第1

### 特定施設設置届出書

年 月 日

高槻市長

住所 大阪府高槻市〇〇町1-1  
届出者 ●●株式会社  
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	●●株式会社高槻工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	高槻市〇〇町1-1	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	自動車部品製造業	※施設番号	
常時使用する従業員数	25名	※審査結果	
騒音の防止の方法	別紙のとおり	※備考	

特定施設の種類の	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
① 機械プレス	□□□-□	30t	1	8:00	18:00
② 空気圧縮機	□□-■	15kW	1	8:00	18:00
③ 送風機	■□□	22kW	1	非常用	非常用

備考1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分類番号は、その記号並びに名称を記載すること。

備考2 備考欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音材の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、図面、表等を利用すること。

備考3 備考欄に記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

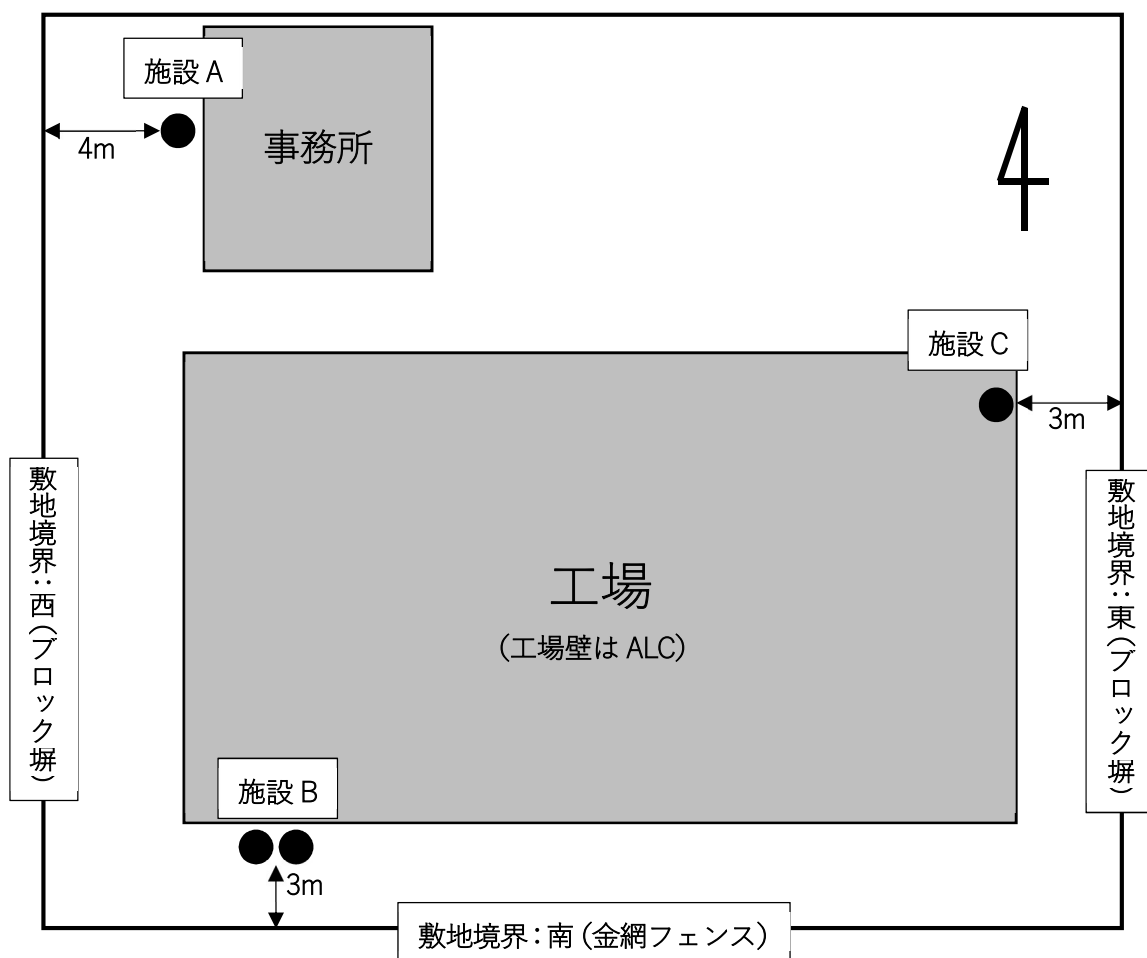
施設が多い場合は、行を増やすか別紙に表を作成して提出ください。

## (2) 必要な添付書類

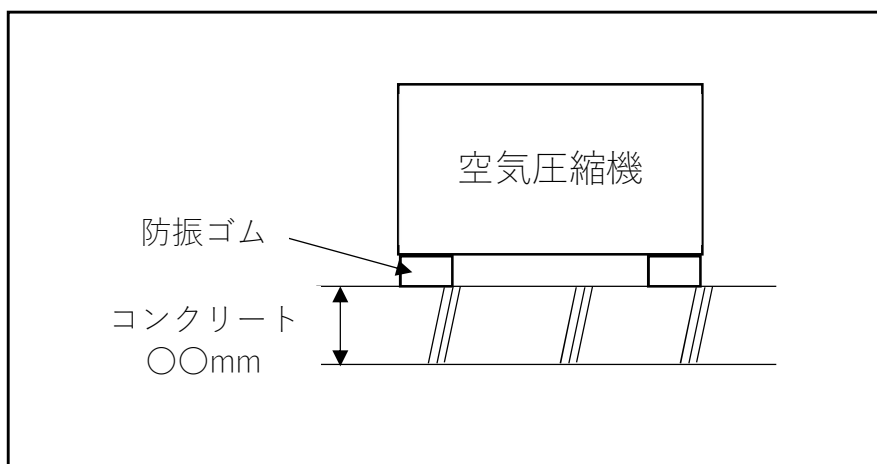
届出に際しては、次の資料を添付してください。

番号	添付書類
①	工場等の付近の見取図 ※工場等の周辺の状況がわかる地図等。
②	工場等の敷地内の建物等の配置図 ※工場等の敷地境界線を明示。 ※建物の構造（間取り）等を明示。 ※届出対象施設が設置されている階のみで可。
③	施設の設置場所を記載した工場等の平面図 ※届出書（別紙）に記載した施設番号を用い、施設の位置を明示。 ※届出対象施設ごとに最も近い敷地境界線までの距離を記入。 ※添付書類②への記入も可。
④	施設の構造概要図（施設の仕様書、カタログ、図面等） ※型式及び定格出力（kW）や能力（kN）が分かるもの。 ※施設の構造がわかるもの。（立面図、写真等） ※騒音に係る施設については、発生源での騒音レベルの資料。 （例：発生源から○m 地点で○○dB） ※仕様書等がない場合は市担当までご相談ください。
⑤	騒音の防止の方法 ※講じた騒音の防止対策を記入。 ※騒音計算を行い、施設から発生する騒音が敷地境界線において、規制基準を満たしていることを明示。 ※詳細は記入例（10 ページ）を参照ください。
⑤'	振動の防止の方法 ※講じた振動の防止対策を記入。 （基礎断面図等で明示。） ※⑤と⑤'はまとめて作成しても可。

《添付書類②、③例》 建物等の配置図・施設設置場所の平面図



《添付書類⑤'例》 基礎断面図



## 騒音・振動の防止の方法

### 1. 騒音防止計画

- ・当該施設は建屋内に設置し、建屋壁はALC（□mm）である。
- ・敷地境界にはコンクリートブロック塀があり、ブロック塀の上部には防音パネルを設置する。

工場・事業場の構造等により防音効果が異なります。

- ・敷地境界より○m離して設置することで距離減衰を図る。
- ・当該施設からの発生騒音はカタログ値で△dBとなっている。  
距離による減衰を計算すると◇dBである。

- ・発生騒音はカタログを参照するかメーカーへ問合せ下さい。
- ・距離減衰計算は11ページを参照ください。

- ・防音パネルによる減衰効果が●dB、ALC壁による減衰効果が■dBであり、敷地境界線での計算値は▲dBとなり、基準を満たしている。

敷地境界基準：（6時～8時、18時～21時）※※dB

（8時～18時）\*\*dB、（21時～翌朝6時）++dB

- ・インターネット等で各建材の減衰効果を調べることが出来ます。不明の場合は市担当までご相談ください。
- ・周波数により減衰量が異なりますので、一番減衰量が低い値を計算にご使用ください。
- ・複数台の施設がある場合は、全ての機器の騒音を合成して計算ください。合成の仕方は11ページを参照ください。
- ・敷地境界線全ての地点で基準がかかるので、施設ごとに最も近い位置での騒音値を計算ください。（12ページ参照）

### 2. 振動防止計画

- ・当該施設はコンクリート基礎の上に設置する。
- ・施設と床面の間には防振ゴムを設置する。
- ・敷地境界より○m離して設置することで距離減衰を図る。

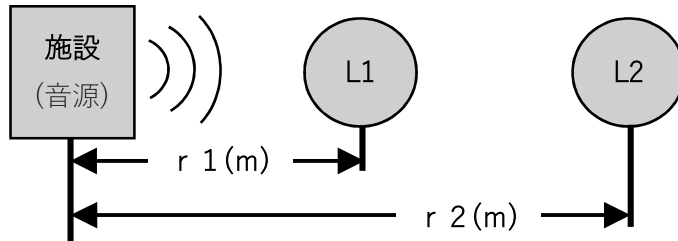
基礎断面図を挿入ください。

### 3. その他

近隣からの苦情等があれば誠意をもって速やかに対応いたします。

## 《騒音計算について》

### ①距離減衰計算



L1：受信点1での騒音レベル

r1：カタログ値を参照する場合は施設から○mの位置で測定したかの記載があるのでその距離。実測値の場合は施設から実測した位置までの距離

L2：敷地境界線での騒音レベル

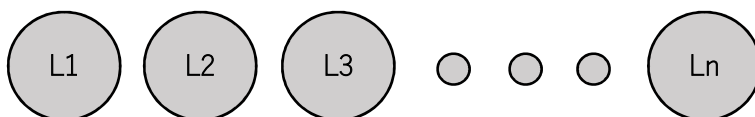
r2：施設から敷地境界までの距離

<計算式>

距離減衰効果： $L1 - L2 = 20 \times \log_{10}(r2/r1)$

$L2(\text{dB}) = L1 - 20 \times \log_{10}(r2/r1)$

### ②合成騒音計算



$L_n$ ：各音源の騒音レベル（dB）

<計算式>

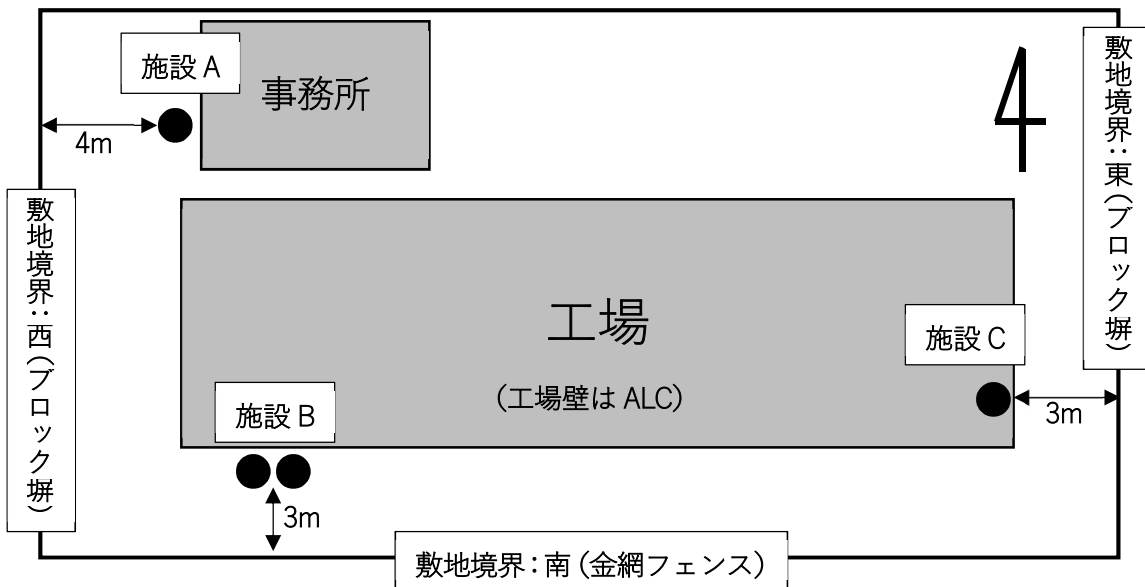
$P_n$ ：各音源の騒音エネルギー（ $n=1, 2, 3 \dots$ ）

$$= 10^{(L_n/10)}$$

合成騒音レベル（dB） $= 10 \times \log(P_1 + P_2 \dots P_n)$

$$= 10 \times \log(10^{(L_1/10)} + 10^{(L_2/10)} \dots + 10^{(L_n/10)})$$

《騒音計算例》



【施設 A】

- ・最も近い敷地境界（西側ブロック塀の裏側）で評価（ $L_A$ ）。
- ・施設 A からの騒音値を 65dB（距離 1m）、敷地境界までの距離を 4m、ブロック塀の遮音効果を 20dB として計算。
- ・ $L_A$  := 【施設からの騒音レベル】 - 【距離減衰】 - 【遮音効果】  
 $= 【65】 - 【20 \times \log (4/1)】 - 【20】 = 32.95 \dots \Rightarrow 33\text{dB}$ （四捨五入）

【施設 B】

- ・最も近い敷地境界（南側金網フェンスの外側）で評価（ $L_B$ ）。
- ・同じ施設を 2 台並んで設置。施設 B（1 台）からの騒音値を 55dB（距離 1m）、敷地境界までの距離を 3m、金網フェンスは遮音効果なしとして計算。
- ・ $L_B$  := 【施設 2 台合計の騒音レベル】 - 【距離減衰】  
 $= 【10 \times \log (10^{(55/10)} + 10^{(55/10)})】 - 【20 \times \log (3/1)】 = 48.46 \dots \Rightarrow 48\text{dB}$

【施設 C】

- ・最も近い敷地境界（東側ブロック塀の裏側）で評価（ $L_C$ ）。
- ・施設 C からの騒音値を 75dB（距離 1m）、ALC（厚さ 100 mm）の遮音効果を 30dB、敷地境界までの距離を 3m、ブロック塀の遮音効果を 20dB として計算。
- ・ $L_C$  := 【施設からの騒音レベル】 - 【遮音効果（ALC）】  
 - 【距離減衰】 - 【遮音効果（ブロック塀）】  
 $= 【75】 - 【30】 - 【20 \times \log (4/1)】 - 【20】 = 12.95 \dots \Rightarrow 13\text{dB}$

(3) 特定施設の変更に係る届出書（騒規法・振規法）の作成

様式は高槻市ホームページからダウンロードできます。騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設については、両方の届出が必要です。

※設置届出書と同様の書類を添付してください。(8 ページ参照)

《記入例（騒音規制法）》

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

高槻市長

住所 大阪府高槻市〇〇町1-1  
届出者 ●●株式会社  
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	●●株式会社高槻工場			※整理番号				
工場又は事業場の所在地	高槻市〇〇町1-1			※受理年月日	年 月 日			
騒音の防止の方法	変更前	変更後		※施設番号				
	別紙のとおり			※審査結果				
				※備考				
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
① 機械プレス	□□□・□	30t	1	0	8:00	-	18:00	-
① 切断機	□□■・■	5.5kW	0	1	-	8:00	-	18:00
②・1~3 空気圧縮機	□□・■	15kW	1	3	8:00	8:00	18:00	18:00
③ 送風機	■□□	22kW	1	1	非常用	非常用	非常用	非常用

備考1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出をしないこととされるときは、当該特定施設の種類の記載は、記載しないこと。  
別法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分が記載すること。  
4とすること。

新しく設置する施設については、変更後のみ記入ください。

変更がない施設も含め、工場等に設置する施設全てを記入ください。

(4) 「指定施設（設置・使用・変更）届出書」（高槻市条例）の作成

様式は高槻市ホームページからダウンロードできます。騒音規制法に係る施設と市条例（振動）に係る施設、振動規制法に係る施設と市条例（騒音）に係る施設を設置する場合は、法律・条例両方の届出が必要です。

※法律の届出書と同様の書類を添付してください。（8 ページ参照）

≪記入例（市条例）≫

様式第6号（第20条、第21条、第22条関係）

指定施設（設置・使用・変更）届出書

年 月 日

高槻市長

住 所 大阪府高槻市〇〇町1-1  
届出者 ■■■株式会社  
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例（第29条第1項・第30条第1項・第31条第1項本文）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	■■■株式会社高槻工場 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇 )	※整理番号	
工場等の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 ) 高槻市〇〇町1-1	※受理年月日	年 月 日
工場等の事業内容	機械器具製造業	※施設の種類	
工場等の所在地の用途地域	準工業地域	※審査結果	
常時使用する従業員の数	20名	※備考	
指定施設の着工(予定)年月日	令和〇年〇月〇〇日		
指定施設の使用開始(予定)年月日	令和〇年〇月〇〇日		
△指定施設の種類及び能力ごとの数	別紙のとおり		
△騒音等の防止の方法			
△指定施設の使用の方法			
△指定施設の型式及び公称能力			

注1 △印の欄は別紙によることとし、できる限り、図面、表等を利用してください。  
2 ※印の欄は、記載しないでください。

高槻市条例の届出書は騒音・振動の区別がないので、騒音規制法・振動規制法規制対象の施設を設置しておらず、高槻市条例に係る騒音・振動規制対象の施設のみを設置している場合は、一つの届出の中で騒音・振動両方の情報を記載してください。

≪記入例（市条例（別紙））≫

別紙

届出対象となる騒音・振動の別を記入ください

施設番号	騒音又は振動の別	指定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻		
					変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)	
①-1	騒音	空気圧縮機	〇〇-■	12.4kW	1	3	8:30	8:30	17:00	17:00	
①-2											
①-3											
②	騒音振動	走行クレーン	〇〇-■	5t	1	1	8:30	8:30	17:00	17:00	
③	騒音	冷凍機及び空調機	△△-■	9.5kW	1	0	8:00	-	18:00	-	
④-1	騒音	冷凍機及び空調機	△△-■	7.9kW	0	2	-	8:00	-	18:00	
④-2											
騒音等の防止の方法（変更前）					騒音等の防止の方法（変更後）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・距離減衰により騒音の低減を図る</li> <li>・建屋内に設置することで騒音の低減を図る</li> </ul>					別紙のとおり						
別紙に騒音・振動の防止対策についてまとめてください。											
変更がない施設も含め、工場等に設置する施設全てを記入ください。											
新しく設置する施設については、変更後のみ記入ください。											
添付書類 1 工場等の付近の見取図 2 工場等の敷地内の建物等の配置図（建物の構造を付記してください。） 3 指定施設の設置場所を記載した工場等の平面図 4 指定施設の構造概要図											

注1 「指定施設の種類」の欄は、高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例施行規則別表第5に掲げる号番号及び細分があるときはその記号並びに名称を記載してください。  
 2 「騒音等の防止の方法」の欄の記載は、別紙によることができます。この場合できる限り、図面、表等を利用してください。  
 3 指定施設の変更に係る届出の場合は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

(5) その他（氏名等変更、承継、施設の全廃）届出書の作成

様式は高槻市ホームページからダウンロードできます。氏名等変更、承継の届出については、一度の届出で複数の法令を兼ねて届出することができます。電子届では、電子フォームに届出事項を記入いただきますので、届出書の作成は不要です。

≪記入例（氏名等変更届出書）≫

### 氏名等変更届出書

年 月 日

高槻市長

届出者 住所 大阪府高槻市▲▲町1-1  
●●株式会社  
氏名 代表取締役 □□ □□  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

変更があった項目にチェックを入れてください。

氏名  
 名称  
 住所  
 所在地

に変更があったので、

大気汚染防止法第11条  
(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)

水質汚濁防止法第10条

瀬戸内海環境保全特別措置法第9条

騒音規制法第10条

振動規制法第10条

ダイオキシン類対策特別措置法第18条

大阪府生活環境の保全等に関する条例第30条

" 第31条

" 第57条

高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例第21条

" 第33条

[  騒音 ]  
[  振動 ]

工場等が設置している全ての施設について、対象法令にチェックしてください。

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の工場等	の名称	●●株式会社高槻第一工場 (電話番号 □□□・〇〇〇〇) (郵便番号 〇〇〇・□□□□)	※整理番号
工場又は事業場の工場等	の所在地	高槻市▲▲町1-1	※受理年月日 年 月 日
変更の内容	変更前	氏名：株式会社●● 代表取締役 ○〇 ○〇 名称：株式会社●●高槻第一工場 住所：大阪府高槻市〇〇町1-1	※備考 (收受印等)
	変更後	氏名：●●株式会社 代表取締役 □□ □□ 名称：●●株式会社高槻第一工場 住所：大阪府高槻市▲▲町1-1	
変更年月日		令和〇年〇月〇〇日	
変更の理由		氏名：社名及び代表者の変更 名称：社名の変更 住所：本社移転	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

≪記入例（承継届出書）≫

承 継 届 出 書

年 月 日

高 槻 市 長

住所 大阪府高槻市〇〇町 1-1

届出者 ●●株式会社

氏名 代表取締役 □□ □□  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

ばい煙発生施設

一般粉じん発生施設

特定粉じん発生施設

揮発性有機化合物排出施設

水銀排出施設

特定施設

有害物質貯蔵指定施設

届出施設

届出工場等

指定工場

指定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

承継する全ての施設にチェックを入れてください。  
例) 騒音規制法：特定施設  
市条例：指定施設

大気汚染防止法第 12 条第 3 項  
(第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項  
において準用する場合を含む。)

水質汚濁防止法第 11 条第 3 項

瀬戸内海環境保全特別措置法第 10 条第 3 項

騒音規制法第 11 条第 3 項

振動規制法第 11 条第 3 項

ダイオキシン類対策特別措置法第 19 条第 3 項

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 34 条  
第 58 条第 3 項

高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例第 22 条第 3 項  
第 34 条第 3 項 (  騒音 )  
(  振動 )

承継する全ての施設について、対象法令にチェックしてください。

の規定により、  
次のとおり  
届け出ます。

工場又は事業場 工場等	の 名称	●●株式会社 (電話番号 △△△・□□□□ ) (郵便番号 □□□・〇〇〇〇 )	※ 整理番号	
		工場又は事業場 工場等	の所 在 地	高槻市〇〇町 1-1
施設の種類	別紙のとおり		※ 備 考 (収受印等)	
施設の 設置場所	別紙のとおり			
承 継 年 月 日	令和〇年〇〇月〇〇日			
被 承 継 者	氏名 (法人にあつて は、名称)	株式会社△△		
	住 所	大阪府高槻市□□町 11-1		
承 継 の 原 因	合併のため			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
3 大気関係については、裏面にも記載すること (表面の施設・届出施設の種類への記載は不要)。  
4 水質関係 (条例対象) については、届出施設の種類欄に大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 10 に掲げる号番号及び名称を記載すること。  
5 施設・特定施設・届出施設・指定施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、承継した施設・特定施設・届出施設・指定施設を明示すること。

工場等に設置する一部の施設のみを承継する場合は、新たに設置の届出が必要となります。

≪記入例（使用全廃届出書）≫

様式第7

特定施設使用全廃届出書

年 月 日

高槻市長

住所 大阪府高槻市〇〇町1-1  
 届出者 ●●株式会社  
 氏名 代表取締役 □□ □□

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	●●株式会社高槻工場 電話(△△△) □□□□	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	高槻市〇〇町1-1	※受理年月日	年 月 日
使用全廃の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	※施設番号	
使用全廃の理由	工場移転のため	※備考	

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

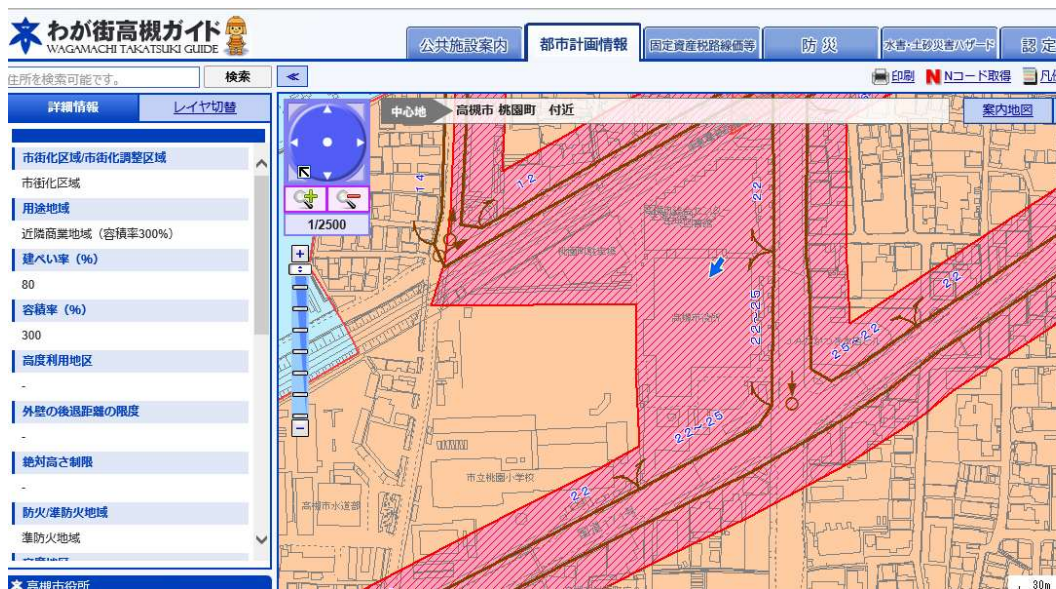
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

工場等に設置する届出対象施設を全て廃止した時に届出が必要です。一部の施設のみを廃止した場合は変更の届出書を提出ください。

●高槻市の区域における用途地域は、  
大阪府高槻市 WEB 地図情報システム  
「わが街高槻ガイド」でご確認ください。

高槻市 わが街ガイド

検索



高槻市 環境政策課

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号

市役所本館 5階

電話 072-674-7486

Fax 072-661-3198

E-mail tak6847@city.takatsuki.osaka.jp